登録小型船舶教習所受講申込書

私は、貴会社が設置する船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149条第23条の26第1項)の規定による下記の登録小型船舶教習所の教習を受けたいので次の通り受講を申し込みます。

平成 年 月 日

合同会社 石倉海事事務所 殿

フリガナ								男			昭和				
名 前							(Fin	6	生生	年月日		年	月	日	
20 月1							(1)	女			平成				
本 籍		都 道 府 県(都道府県名までで結構です。)													
現住所	₹														
連絡先	自	宅番号		()		携带	番号		()			
受講コース	ζ	1級	2級	特殊	進級		教室名		教室		開講日		月	日	
受有する操縦免許証・海技免状の番号第							1			号 有刻	助期限	年	月	日	

1. 受講資格

- (1)年齢 1級小型船舶操縦士は17歳9か月以上、2級・特殊小型船舶操縦士は15歳9か月以上
- (2) 身体 イ) 矯正視力両眼ともに 0.5 以上 ただし、例外規定あり。(詳しくはお尋ねください)
 - 口) 聴 力 5 m以上の距離で和声語を弁別できること。
 - ハ) 弁識力 正常であること。「その他」場合は、弊社までご連絡ください。
 - ニ) その他 船舶職員及び小型船舶操縦者法の小型船舶操縦士身体検査標準表による。

2. 必要書類

- (1) 受講申込書 (本書)・・・・・・・・・・・・・・・1通
- (2) 本籍記載の住民票 (3 か月以内のもの)・・・・・・・・・・ 1 通
- (3) 写真(身体検査用写真を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・4枚 ※6か月以内に撮影した無帽・無背景の正面上半身、大きさ縦 4.5 cm×横 3.5 cm
- (4) 印鑑 (認印)
- (5) 小型船舶操縦士身体検査証明書 (所定の用紙を使用のこと)・・・・・1 枚
- (6) 操縦免許証・海技免状のコピー (お持ちの方のみ)・・・・・・・1枚
 - ※1) 申込書に係る個人情報は、弊社個人情報保護方針に基づき、適正に保護及び管理致します。
 - ※2) 受講者から頂いた個人情報に基づき、更新・失効講習のご案内をさせて頂く場合がございます。
 - ※3) 教習開始後の受講料の返金はできませんので、ご了承ください。

合同会社 石倉海事事務所

登録教習所 九小教第 12 号

登録更新・失効講習機関第86号

T817-0024

長崎県対馬市厳原町大手橋 1214-1

Tel0920-52-2547 fax0920-52-2547

URL http://www.boatlicence.jp